

後期高齢者医療制度における保険料軽減の
特例措置の継続を求める意見書

後期高齢者医療制度における保険料については、世帯の所得に応じて、均等割の2割、5割、7割が軽減となるが、国は、激変緩和のための特例措置として、制度施行当初から、低所得者の所得割を5割軽減にし、均等割7割の軽減を8.5割、9割へ拡大したほか、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人は所得水準にかかわらず9割軽減としてきた。

こうした状況の中、政府は、昨年1月13日の社会保障制度改革推進本部の決定により、特例措置を見直し、段階的に縮小することとしたところである。

その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と併せて実施することにより、低所得者に配慮しつつ、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとしているが、このたびの消費税率再引き上げの先送りに伴って、年金等の施策の見直しが検討されており、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念がある。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、昨年11月12日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特例措置について」、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずること。」を求めている。

よって、政府においては、社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員